

一般廃棄物運搬船曳航業務委託【単価契約】仕様書

1 目的

本業務は、一般廃棄物運搬船を酒田～飛島間で曳航することを目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがある場合でも本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、業務受託者の責任において準備しなければならない。

3 一般事項

(1) 業務委託名 一般廃棄物運搬船曳航業務委託【単価契約】

(2) 委託場所 酒田～飛島

(3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 契約方法 1往復（1回）当たりの単価契約とする。
積算に当たって、年間曳航予定回数は24回とする。

(5) 委託内容
一般廃棄物（し尿）運搬船を酒田～飛島間において曳航する。

(6) 運航回数
・家庭系ごみ（し尿） 年間21回（予定）
内訳：4月、5月、6月、9月、10月、11月は2週に1回 計13回（予定）
7月、8月は週1回 計8回（予定）
・臨時便（ボランティアごみ等） 年間3回（予定）
ただし、天候状況等により運航日を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(7) 停泊期間及び場所
島内で収集した廃棄物の積込作業のため、1回の運航につき1泊する（1泊2日）。
停泊する島内岸壁は委託者が指示する。

ただし、天候の状況等により停泊期間を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(8) 曳航船

- ① 曳航船は、一般廃棄物運搬船を曳航するのに十分な性能を有した船舶とし、受託者が確保する。
- ② 燃料及び消耗品等は受託者の負担とする。

(9) 安全対策

業務中は、労働基準法、労働安全衛生規則等、当該業務委託に関する全ての条項を遵守し、事故等が生じないよう作業を行う。

(10) 連絡

事故発生時等は速やかに委託者に連絡する。

(11) 業務の報告・検査

業務の終了の都度、一般廃棄物運搬船曳航報告書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

4 委託料の支払い

- ① 委託料は、1 往復ごとに支払うものとし、業務終了の都度受託者から提出される一般廃棄物運搬船曳航報告書に基づき、実績に契約単価を乗じて算出される金額を支払う。
- ② 受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから 30 日以内に受託者に対して支払うものとする。

5 その他

- ① 委託された業務及びその管理に必要な費用は受託者の負担とする。
- ② 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。